



特定健康診査を受診しましょう！

実施方法

【集団健診】



市内の公共施設で行う健診です。希望日の10日前までにお申し込みください。ただし、各日程（下表）とも定員になり次第締め切ります。

◆自己負担額 千円

【個別健診】



長生郡市内の契約医療機関で行う健診です。

◆自己負担額 2千円

◆健診期間 12月25日（金）まで

◆申込期限 11月30日（月）

※健康管理課ウェブページからも健診内容の確認ができます。

申込方法

電話・FAX・メールまたは窓口でお申し込みください。

※受診券、質問票等はお申し込み後に随時郵送します。

対象者

茂原市国民健康保険に加入の40歳以上75歳未満の方

申込方法

電話・FAX・メールまたは窓口でお申し込みください。

※受診券、質問票等はお申し込み後に随時郵送します。

特定健康診査（集団健診）日程表

受付時間：13時～14時

（9月15日現在で定員に達していない日程です）

月 日	会 場
10月24日（土）	中央公民館（※）
11月7日（土）、9日（月）、10日（火）	東部台文化会館

※2階も使用しますが、エレベーター等はありませんのでご了承ください。



申込み・問合せ

健康管理課（2階）

☐ kenkou@city.mobara.chiba.jp

☎ (20)1574、FAX (20)1600

一定の障害がある方は

65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

障害の区分	程 度
国民年金法等の障害年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語またはそしゃく機能の著しい障害 ②両下肢のすべての指を欠くもの ③1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	①の1、①の2、Aの1、Aの2

問合せ 国保年金課（2階） ☎(20)1503、FAX (20)1600